

令和7年12月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 野崎学

令和6年(行コ)第285号国籍確認請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和5年(行ウ)第181号)

口頭弁論終結日 令和7年9月17日

判 決

英国 [Redacted]

控 訴 人 [Redacted]

同法定代理人親権者 [Redacted]

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士 近 藤 博 徳

仲 晃 生

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人 国

同代表者法務大臣 平 口 洋

同 指 定 代 理 人 川 勝 庸 史

後 藤 優 太

奥 原 大 夢

小 山 舞

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人が日本国籍を有することを確認する。

第2 事案の概要(用語の略称は特に断らない限り原判決の例による。)

1 控訴人は、日本人として出生し、特別養子縁組により法定代理人親権者ら（英国国籍の男性と日本国籍の女性の夫婦）の養子となった後、同人らが行った控訴人の英国市民登録の申請に基づき英国市民として登録され、英国国籍を取得した。

5 本件は、控訴人が、①法定代理人が行った上記申請に基づく控訴人の英国国籍の取得について国籍法11条1項の規定は適用されない、②同項の規定は憲法の規定（憲法10条、13条、14条1項及び22条2項）に違反し無効である、又は未成年者である控訴人に同項の規定を適用することは憲法14条1項に違反するから、控訴人が国籍法11条1項により日本国籍を喪失することはない旨主張し、被控訴人に対し、控訴人が日本国籍を有することの確認を求めた事案である。

10 2 原審が控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

3 国籍法の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、当審における控訴人の主張（上記補正により摘示した以外のもの）を後記第3の2において摘示するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1から4まで（2頁8行目冒頭から17頁6行目末尾まで）及び別紙「国籍法の定め」（38頁冒頭から41頁末尾まで）に記載したとおりであるからこれを引用する。

15 (1) 原判決3頁7行目末尾に「ただし、本件登録手続がされた当時、本件申請書及び本件ガイドやこれと同じ体裁の書類が存在していたか否かについては当事者間に争いがある。」を加える。

20 (2) 原判決4頁16行目末尾を改行した上で次のとおり加える。

「ウ 本件申請書及び本件ガイドの存否について（当審における主張）

本件登録手続がされた当時、英国市民登録に向けた手続について説明文書等の書類が存在したことは、控訴人の養母（法定代理人）XXXXXXXXXX

25 XXXXXXXXXX（以下「控訴人養母」という。）も自認しており、その書式や構

成が本件ガイド自体とは多少異なっており、版を重ねたようなものではなかったとしても、英国市民登録が英国国籍取得のための手続であることや、英国国籍の取得により原国籍を喪失するおそれがあることを申請者に理解させる記載のある文書は存在した。」

5 (3) 原判決6頁11行目末尾を改行した上で次のとおり加える。

「ウ 本件申請書及び本件ガイドの存否について（当審における主張）

本件申請書は2020年に、本件ガイドは2023年にそれぞれ作成されたものであり、本件登録手続がされた当時、これらの書類やこれと同じ体裁の書類は存在せず、当該手続により原国籍を喪失する可能性を告知する仕組み自体が存在しなかった。」

10 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、当審における控訴人の主張についての判断を後記2のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から3まで（17頁8行目冒頭から37頁1行目末尾まで）に記載したとおりであるからこれを引用する。

15 (1) 原判決20頁17行目冒頭から25行目の「とおりである。」までを次のとおり改め、その末尾を改行する。

「そこで、控訴人養親について控訴人の英国国籍を取得する意思があったことを否定すべき特段の事情の有無について、当審における当事者の主張も踏まえて検討する。

前提事実(4)のとおり、本件申請書（乙7の1、7の2）には、本件ガイドを読み、その内容を理解したことを確認するチェック欄が、本件ガイド（乙8の1、8の2）には、英国市民登録が英国国籍を取得するための手続であり、その取得により原国籍を喪失するおそれがある旨の記載がそれぞれ存在するが、証拠（甲58、59）によれば、本件ガイドの初版は2

019年3月に公開されたものであり、本件登録手続がされた当時、本件ガイドはいまだ存在しなかったものと認められる。

しかし、英国市民登録が英国国籍を取得する手続であり、その取得により原国籍を喪失するおそれもあるという重大な効果を伴うものであって、本件登録手続当時と比較して、その後この点に係る何らかの事情の変更が生じたことをうかがわせる事実、証拠も見当たらないこと、2019年3月以降、英国市民登録の申請の際に、上記の点が明記された本件ガイドを読み、その内容を理解したことを確認する仕組みが採用されていることに照らせば、本件ガイドが公開されるまで、英国の権限ある当局が、英国市民登録の申請者に対し、上記の点を周知するための措置を何も講じていなかったとは考え難い。以上に加えて、控訴人養母が、その陳述書(甲45)において、本件登録手続の際に説明文書等が存在したことを積極的に否定していないことにも照らせば、本件登録手続がされた際に、英国市民登録が英国国籍を取得する手続であり、その取得により原国籍を喪失するおそれがあることが認識できるような記載がされた説明文書等が存在し、控訴人養親は、このような文書を閲読した上で本件登録手続を行ったものと推認できる。

これに対し、控訴人は、本件登録手続がされた当時、これらの書類も同じような体裁の書類も存在せず、当該手続により原国籍を喪失する可能性を告知する仕組み自体が存在しなかった旨主張し、これを裏付ける事情として、「The Wayback Machine」という名称の検索サイトにおいて過去の英国政府のウェブサイトを検索しても、本件登録手続がされた当時、英国政府がウェブサイト上で英国市民登録について説明を行っていたことを示す形跡はなく(甲61)、イングランド及びウェールズの人々を対象とした英国政府のデジタルサービスにも本件申請書及び本件ガイドに類するものは掲載されていないこと(甲62、63)を指摘する。

しかし、証拠（乙9）によれば、上記検索サイトは、アメリカの非営利団体が運営するウェブサービスであり、独自に過去のウェブページを保存し、これを用いた検索サービスを提供しているものと認められ、英国政府から特に依頼を受けて、その各種手続に関する過去の情報を保存・公開しているものとは認められないから、その情報の網羅性・正確性には疑問が残るといふべきである。同検索サービスにより検索された過去の英国政府のウェブサイト（甲61）には、英国市民登録の申請者が作成すべき申請書等に関する検索結果は見当たらないが、上でみた上記検索サイトやそこで得られる情報の性格からすると、本件登録手続当時においては、原国籍の喪失につき本件ガイドと同等の説明文書等を交付するなどして注意喚起をしていなかったことの裏付けになるものではないといふべきである。また、上記英国政府のデジタルサービス（甲62、63）は、英国を構成するイングランド及びウェールズの人々を対象とするものであることに加え、その体裁及び内容も本件ガイドのリンクが貼られた英国政府の現在のウェブサイトのページ（甲58、59）と対応するもののようにも見受けられないから、その記載から直ちに、英国外に居住する者に係る英国市民登録においてどのような書類が使用されていたかを推知できるものではない。

以上のとおり、控訴人が指摘する上記各事情は、本件登録手続の際、英国市民登録が英国国籍を取得する手続であり、その取得により原国籍を喪失するおそれがあることが認識できるような記載がされた説明文書等が存在した旨の上記推認を覆すものといえず、他に同推認を覆すに足りる証拠は見当たらない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。」

(2) 原判決21頁18行目から19行目の「本件申請書」から21行目の「原告養親において」までを「控訴人養親が、本件登録手続の際、英国市民登録が英国国籍を取得する手続であり、その取得により原国籍を喪失するおそれがあることが記載された説明文書等を閲読するなどして、その旨認識可能で

あったことに照らせば、上記のような控訴人養親の誤認は、控訴人養親において、上記説明文書等の記載を正確に理解せず」と改める。

(3) 原判決 27 頁 17 行目の「日本国籍」を「国籍」と、21 行目から 22 行目の「以外に重国籍の問題が生じる場合」を「以外にも」とそれぞれ改め、

24 行目の「あるから、」の次に「このような場合について」を加える。

(4) 原判決 35 頁 22 行目の「第 2 の 4 (3)」の次に「(控訴人の主張)」を加える。

2 当審における控訴人の主張についての判断

(1) 争点 1 (本件登録手続による英国国籍の取得に国籍法 11 条 1 項が適用されるか否か) について

ア 控訴人は、次の点を指摘し、本件登録手続による英国国籍の取得に国籍法 11 条 1 項は適用されない旨主張する。

① 国籍法 18 条は、法定代理人の行為には国籍の得喪に関する各規定が直接適用されないことを前提として、法定代理人が行うべき国籍の得喪に関する行為について規定しているが、外国籍の志望取得等は、同条が定める法定代理人が行うべき国籍の得喪に関する行為には挙げられていない。

同法 18 条は、法定代理人が本人のために行う国籍の得喪に係る行為の効果を本人に帰属させるための根拠規定であるが、同法 11 条 1 項による日本国籍の喪失は、法定代理人の意思によるものでなく、国籍法が反射的に与える効果にすぎないから、これに法定代理制度が適用される余地はない。

法定代理制度は、未成年者の利益の保護を図る制度であるが、法定代理人が意図しない日本国籍喪失の効果を本人に帰属させることは、かえって未成年者の利益を害し、法定代理制度の趣旨に反する。

これらに照らせば、法定代理人による外国籍の志望取得について同法

1 1 条 1 項は適用されないと解すべきである。

② 国籍法 1 1 条 1 項を適用するためには、外国籍を志望取得した者（法定代理人による志望取得の場合には当該法定代理人）が、当該行為が外国籍を志望取得するための行為であることを認識している必要があると
5
いうべきところ、控訴人養親は、英国市民登録が英国国籍の志望取得のための手続であるとの認識も、それにより日本国籍を喪失するおそれがあるとの認識も有していなかった。本件登録手続がされた当時、本件申請書及び本件ガイドはいまだ存在せず、これと同様の事項が記載された書類が本件登録手続の際に控訴人養親に提示されたと認めるに足りる証
10
拠もない。

イ しかし、上記ア①について、国籍法 1 1 条 1 項が法定代理人による外国籍の取得行為についても適用されると解されることは、補正後の原判決が
判示するとおりである。

控訴人は、同法 1 8 条が外国籍の志望取得等を法定代理人が行うべき国籍
15
の得喪に関する行為として掲げていない点を指摘するが、同条は日本国内において行われる法定代理人による国籍の得喪行為について定めたものであるから、外国において行われる法定代理人による外国籍の取得行為について同条に掲げられていないのは当然である。

控訴人は、同法 1 1 条 1 項による日本国籍の喪失は法定代理人の意思によるものでないから、これに法定代理制度が適用される余地はない旨主張
20
するが、同項は「自己の志望によって外国の国籍を取得した」という事実により日本国籍の喪失という効果が生じると定めているところ、外国籍の取得を希望する意思行為を法定代理人が本人に代わって行うことが当該外国の法律により認められている場合には、当該行為を本人の意思行為と評価
25
することができるから、法定代理人による外国籍の取得行為についても同項の規定が適用されるというべきであり、これとは別に未成年者自身の

日本国籍の喪失に向けた意思行為を要すると解する余地はない。

5 控訴人は、法定代理人が意図しない日本国籍喪失の効果を本人に帰属させることは、かえって未成年者の利益を害し、法定代理制度の趣旨に反する旨主張する。しかし、未成年者の法定代理人による意思行為に基づいて当該未成年者が外国籍を有効に取得した場合に、これを意図していたか否かは、外国籍を取得する意思があったことを否定すべき特段の事情が認められるか否かという観点で判断されるべきものである。また、上記特段の事情が認められず、外国籍を取得する意思があったと認められる場合、当該法定代理人は、未成年者の外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられていたというべきであり、同法11条1項は、このような場合について、重国籍から生じる弊害をできる限り防止する観点から、日本国籍喪失の効果を意図していたか否かを問わず、日本国籍を当然に喪失すると定めており、以上のような同項の立法目的及びこれを達成する手段はいずれも合理的であるといえる。

15 そして、上記特段の事情が認められず、同項が適用される場合には、法定代理人は、未成年者である本人について、外国籍を取得せず日本国籍のままとするか、外国籍を取得して日本国籍を離脱するかを比較衡量して、いずれが本人の利益になるかを検討する必要があるものであり、このような検討の結果として後者を選択した以上、外国籍の取得という点を捨象して、日本国籍の喪失という効果のみに着目して、この帰結が未成年者にとって不利益であるということもできない。

いずれにしても、法定代理人が日本国籍喪失を意図していなかったという点は、同法11条1項の適用を当然に否定する根拠となるものではない。

20 ウ 上記ア②について、本件登録手続による英国国籍の取得に国籍法11条1項が適用されると解されることは、補正後の原判決が判示するとおりである。

5
10
15
20
25
控訴人は、国籍法11条1項を適用するためには、外国籍を志望取得しようとする者(法定代理人による志望取得の場合には当該法定代理人)が、当該行為が外国籍を志望取得するための行為であることを認識している必要がある旨主張する。しかし、同項が、外国籍を志望取得しようとする者において、上記のような認識を有していることをその適用の要件と定めていないことは、同項の文言に照らして明らかである。また、事前に外国籍を取得するか否かについて選択する機会がなかった場合に同項が適用されるものではないこと、同項は、その効果を明示的に規定することを通じて、日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国籍を取得するか否かを自身で選択する機会を与えているともいえることは、補正後の原判決が判示するとおりであり、上記のような同項の定めが同項の立法目的を達成する手段として合理性を欠くということもできない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

15
20
25
控訴人は、控訴人養親は、英国市民登録が英国国籍の志望取得のための手続であるとの認識も、それにより日本国籍を喪失するおそれがあるとの認識も有していなかった旨、本件登録手続がされた当時、本件申請書及び本件ガイドはいまだ存在せず、これと同様の事項が記載された書類が本件登録手続の際に控訴人養親に提示されたと認めるに足りる証拠もない旨主張するが、本件登録手続の際、英国市民登録が英国国籍を取得する手続であり、その取得により原国籍を喪失するおそれがあることが認識できるような記載がされた説明文書等が存在し、控訴人養親は、このような文書を読んだ上で本件登録手続を行ったものと認められる。同認定事実によれば、控訴人養親が、英国市民登録が英国国籍の志望取得のための手続であるとの認識も、それにより日本国籍を喪失するおそれがあるとの認識も有していなかったとは認められず、仮に、この点につき誤認があったとしても、控訴人の英国国籍を取得する意思があったことを否定すべき特段の事

情には当たらないというべきである。

エ 控訴人は、他にも種々の点を指摘し、本件登録手続による英国国籍の取得に国籍法11条1項は適用されない旨主張するが、いずれも補正後の原判決の判示を左右するものでなく、採用できない。

5 (2) 争点2 (国籍法11条1項が憲法10条、13条及び22条2項に違反するか否か) について

ア 控訴人は、次の点を指摘し、国籍法11条1項は憲法10条、13条及び22条2項に違反する旨主張する。

10 ① 憲法22条2項が保障する国籍離脱の自由は、どの国家に所属するのが自分にとって最も幸福であるかを本人自身の選択に委ね、国家が干渉することを禁止するものであり、国籍を離脱しない自由と表裏一体の関係にあるから、国籍離脱の自由の保障は当然に「自己の意思に反し日本国籍を奪われない権利」あるいは「日本国籍を保持する自由」の保障をも含む。このことは、同じ憲法22条2項により保障される海外移住の自由が当然に「自己の意思に反し海外への移住を強制されない権利」あるいは「日本に居住する自由」の保障を含むと解されていることから明らかである。

15 ② 既に有する日本国籍を本人の意思に反して喪失させる場合に本人が被る不利益は重大であるから、このような場合における憲法10条に基づく立法裁量の範囲はより制限的になると解すべきである。国籍法11条1項の定めは、国籍選択制度によって本人の意思を尊重しつつ事後的に複数国籍を解消するという国籍法の立法政策、昭和59年国籍法改正以降一貫して複数国籍者が増加している事実、法務大臣による国籍選択催告も行わず、複数国籍の実態把握も行わないなど複数国籍の解消に消極的な政府の姿勢などと整合せず、その立法目的は不合理であり、その目的達成手段も過剰であって不合理である。

20

25

③ 世界人権宣言や人権条約が保障する人権は、憲法上の基本的人権である。また、控訴人には、憲法上、子どもの権利条約上の権利（国籍を保持する権利等）が認められるべきである。以上に照らせば、憲法22条2項及び13条は、国籍を専断的に剥奪されない権利を保障しているものと解すべきであるし、国籍法11条1項の合憲性を審査する際には、選挙権の一時的な制約立法よりも厳しい基準、国連のガイドラインに基づく審査、あるいは「子どもの最善の利益」に照らした審査がされるべきである。

イ しかし、上記ア①について、憲法22条2項が保障する国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのではない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎず、同項の規定を根拠に、憲法上、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が積極的に保障されているということができないことは、補正後の原判決が判示するとおりである。

控訴人は、同じ憲法22条2項により保障される海外移住の自由が当然に「自己の意思に反し海外への移住を強制されない権利」あるいは「日本に居住する自由」の保障を含むと解されていることを指摘するが、国籍離脱の自由と海外移住の自由は、その内容等を異にする別個の権利ないし自由であり、特に、国籍離脱の自由については、その前提となる日本国籍の得喪に関する要件の定立が立法府の裁量判断に委ねられているという点が海外移住の自由と相違しているから、海外移住の自由が当然に「自己の意思に反し海外への移住を強制されない権利」あるいは「日本に居住する自由」の保障を含むと解されるとしても、国籍離脱の自由について当然に同様の解釈が妥当するものとはいえない。

ウ 上記ア②について、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、国籍変更の自由を保障するという国籍法11条1項の立法目的は合理的であり、自己

の志望による外国籍の取得に伴って当然に日本国籍を喪失させることは、この立法目的を達成する手段として合理的であることは、補正後の原判決が判示するとおりである。

5 控訴人は、既に有する日本国籍を本人の意思に反して喪失させる場合に本人が被る不利益は重大であるから、このような場合における憲法10条に基づく立法裁量の範囲はより制限的になると解すべきである旨主張するが、独自の見解であって直ちに採用できない。

10 控訴人は、上記のとおり種々の事由を指摘し、国籍法11条1項の立法目的は不合理であり、その目的達成手段も過剰であって不合理である旨主張するが、控訴人が指摘する上記各事由は、重国籍から生じる弊害を防止する必要性や、外国籍の志望取得により当然に日本国籍を喪失させる必要性が低下しており、同項の立法目的やこれを達成する手段の合理性が失われるに至っていることを根拠付けるものではなく、補正後の原判決の上記判示を左右しないというべきである。

15 エ 上記ア③について、控訴人の主張する日本国籍の離脱を強制されない権利が憲法13条及び22条2項によって保障されると解することができないことは、補正後の原判決が判示するとおりである。この点について控訴人が主張する世界人権宣言や人権条約が保障する人権や子どもの権利条約上の権利は、いずれも外国籍の志望取得者について、日本国籍の離脱を強制されない権利が憲法上保障されるべきであることを根拠付けるようなものではないし、その日本国籍の離脱をもって国籍の専断的な剥奪と評価する余地はない。したがって、国籍法11条1項の合憲性を審査する際に、控訴人が主張するような厳しい基準が用いられるべきであるともいえない。

25 控訴人が指摘する国連のガイドライン（甲70の2）は、各国政府が無国籍の問題に対応する際の解釈の法的指針にすぎず、拘束力を有しないものと解されるし、控訴人が主張する「子どもの最善の利益」（甲78）に

照らした審査を行うべき法的根拠も見当たらない。

オ 控訴人は、他にも種々の点を指摘し、国籍法11条1項は憲法10条、13条及び22条2項に違反する旨主張するが、いずれも補正後の原判決の判示を左右するものでなく、採用できない。

5 (3) 争点3（国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するか否か）について

ア 控訴人は、次の点を指摘し、国籍法11条1項は憲法14条1項に違反する旨主張する。

① 「複数国籍の発生防止」という国籍法11条1項の立法目的のために、他の複数国籍者と異なり外国籍の志望取得者に国籍選択の機会を与えないという区別をする必要はない。

② 国籍法が採用する複数国籍の防止解消という立法政策の中心は国籍選択制度（同法14条）による事後的な複数国籍の解消にあり、同方策によっても複数国籍が社会や法秩序に与えるおそれのある弊害は許容可能な程度に抑制できるから、外国籍を志望取得した者について、本人の意思を無視し、国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させてまで複数国籍の発生を防止することは過剰である。

③ 外国籍を志望取得した者は、事前に外国籍を取得するか否かを選択する機会はあるが、外国籍を取得すれば日本国籍を喪失することを知らない場合には、日本国籍を離脱するという選択をしていないにもかかわらず、強制的に日本国籍を喪失させられることになるから、国籍法14条が定める国籍選択制度と同等の国籍選択の機会の保障があったとはいえない。

④ 外国籍の当然取得者が、国籍選択制度が存在しなかった当時も日本国籍を喪失しないとされていたことからすれば、事前に国籍選択の機会があるか否かという点は日本国籍喪失の効果の有無を区別する本質的な理由ではないし、外国籍を当然取得する者も、その身分行為によって外国

籍を取得する効果が生じることを認識している場合が少なくないから、志望取得との間で取扱いを区別する合理的理由はない。

⑤ 国籍選択制度が選択催告制度を導入するなどして本人の国籍選択の機会を現実的・具体的に保障していることに照らせば、「法の不知はその不利益に帰する」との考え方に立ち、国籍法11条1項により国籍選択の機会は保障されているとの立場をとることは相当でない。

⑥ 国籍法は、日本国籍を志望取得する者について、原国籍の離脱を要件とすることによって複数国籍の発生を防止することが制度上可能であるにもかかわらず、これをせず複数国籍の発生を許容する一方で、既に日本国籍を保有しており、日本との密接な繋がりを有する外国籍の志望取得者について日本国籍を喪失させるという取扱いをしており、このような取扱いに合理的理由はない。

⑦ 複数国籍による弊害が発生しにくく、20歳になるまで国籍選択義務を猶予されている未成年者について、法定代理人によって外国籍を志望取得した場合に、本人に国籍選択の機会を与えずに直ちに日本国籍を喪失させることは合理性を欠く。

イ しかし、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、国籍変更の自由を保障するという国籍法11条1項の立法目的は合理的であり、自己の志望による外国籍の取得に伴って当然に日本国籍を喪失させることは、この立法目的を達成する手段として合理的であること、控訴人が指摘する各事由が、重国籍から生じる弊害を防止する必要性や、外国籍の志望取得により当然に日本国籍を喪失させる必要性が低下しており、同項の立法目的やこれを達成する手段の合理性が失われるに至っていることを根拠付けるものではないことは、上記(2)ウのとおりであり、控訴人の上記ア①及び②の主張はいずれも採用できない。

ウ また、国籍法11条1項は、外国籍を志望取得した者について、外国籍の

取得により当然に日本国籍を喪失するものとし、同法14条が定める国籍選択制度が適用される場合と異なる取扱いをしているが、このような区別は、自己の意思によらない重国籍であるか否か(外国籍の当然取得による重国籍、生来的取得による重国籍)あるいは原国籍の得喪について我が国の法律で規律することができる場合であるか否か(日本国籍の志望取得による重国籍)という差異に起因するものであり、そのような区別が、合理的な立法目的によるものであり、かつ、立法目的との間に合理的関連性を有する手段により生じたものであるといえることは、補正後の原判決が判示するとおりである。

控訴人は、外国籍を取得すれば日本国籍を喪失することを知らない場合には、日本国籍を離脱するという選択をしていないにもかかわらず、強制的に日本国籍を喪失させられることになり不当である旨主張するが、事前に外国籍を取得するか否かについて選択する機会がなかった場合に同法11条1項が適用されるものではなく、同項は、その効果を明示的に規定することを通じて、日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国籍を取得するか否かを自身で選択する機会を与えているともいえることは上記(1)ウのとおりである。

控訴人は、外国籍を当然取得する者も、その身分行為によって外国籍を取得する効果が生じることを認識している場合が少なくないから、志望取得との間で取扱いを区別する合理的理由はない旨主張する。しかし、外国籍を当然取得した者について、志望により外国を取得した者と異なり、国籍選択の機会が与えられているのは、我が国の法律でその内容を規律することができない外国の法律に基づき、外国籍を取得する意思を介在することなく外国籍を取得する場合があることが考慮されたものであり、このような考慮をすることが合理的であることは補正後の原判決が判示するとおりである。外国籍を当然取得する者が、その身分行為によって外国籍を取得する効果が生じることを現実に認識していたか否かという点は、以上の判示を左右するもので

はない。

控訴人は、日本国籍を志望取得する者について、原国籍の離脱を要件とすることによって複数国籍の発生を防止することが制度上可能である旨主張するが、外国籍の得喪について我が国の法律で規律することができない以上、日本国籍を志望取得する際に原国籍の離脱を要件とすることが相当でないことは、補正後の原判決が判示するとおりである。

以上に照らせば、控訴人の上記ア③から⑥までの主張はいずれも採用できない。

エ そして、控訴人は、上記ア⑦において、重国籍の弊害の少ない未成年者に対する国籍法11条1項の適用が合理性を欠く旨主張するが、同項が適用される場面において改めて国籍選択のための猶予期間を設ける必要が乏しいというべきであり、このことは同項の適用対象者が未成年者であるか否かによって変わるものでないことは、補正後の原判決が判示するとおりである。

オ 控訴人は、他にも種々の点を指摘し、国籍法11条1項は憲法14条1項に違反する旨主張するが、いずれも補正後の原判決の判示を左右するものでなく、採用できない。

第4 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官

吉田 徹

吉

田

徹

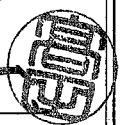
裁判官

榮 岳 夫 

榮 岳 夫

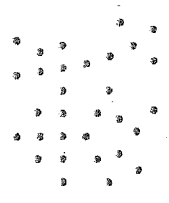
5

裁判官

高 田 公 輝 

高 田 公 輝

10



これは正本である。

令和7年12月17日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 野崎

